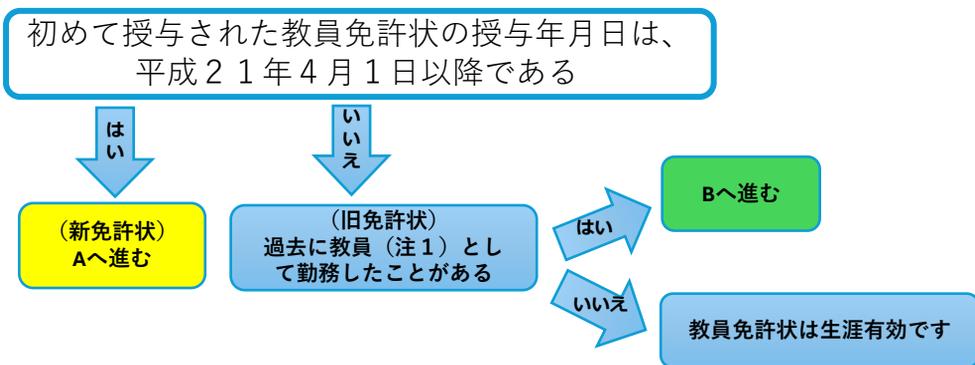
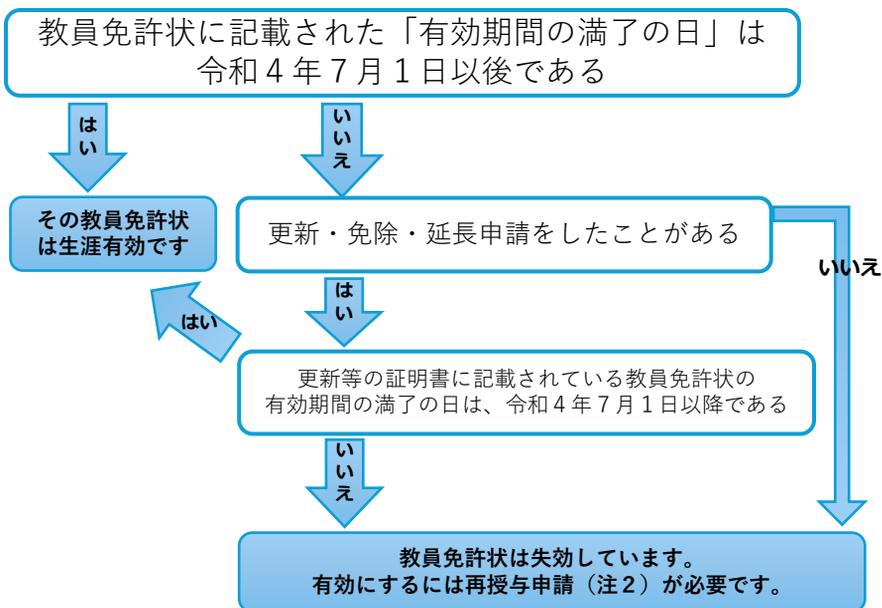


教員免許状の有効性確認フロー

- 授与年月日が「令和4年7月1日以降の教員免許状」は、有効期間の定めなし（生涯有効）となります。
- 授与年月日が「令和4年6月30日以前の教員免許状」の有効性は、以下のフローチャートで確認してください。



A 新免許状所持者の場合



(注1) 「教員」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師を指します。（臨時的任用職員を含む）

(注2) 「再授与申請」とは、教員免許状を失効した人が有効な教員免許状を再取得するために、都道府県教育委員会に授与申請を行うことです。

B 旧免許状所持者の場合 (過去に教員として勤務したことがある)

